

ふるさと納税

Q 「ふるさとチョイス」の活用は

A 事業所の収益増、雇用の拡大、観光客の増加につなげたい



河村 善一 議員

ふるさとチョイス

問 町のふるさと納税について尋ねる。

① 20年から27年まで行った応援寄付金は610万円であるが、その使途は。
② 昨年12月に始めた「ふるさとチョイス」の活用はどうか。今後どれくらいを見込んでいますか。
③ ふるさと納税にかかる経費と経済的効果はどれくらいか。

答 (総務課長)

① 27年度までの応援寄付金は74件で、現在のところ基金として積み立てており、寄付者の想いを尊重しながら、まちづくりに役立てたい。
② 当初、事業所数15件、取り扱品数54アイテムで寄付金の募集を始めた。2月末現在で約940万円の寄付申し込みがあり、3月末で1千万円程度を見込んでいます。29年度は3,330万円を予算化している。
③ 返礼品は、報償費として予算計上し、28年度で520万



ふるさと納税返礼品

学力アップの取組みと教育委員会の情報公開

問 昨年度の学力調査の結果、滋賀県は小学校2

教科総合で39位、中学校2教科総合で39位であった。
① 本町の学力テストに対する

円、29年度1,440万円で、事業所へ支払う予定。
今後、ふるさと納税の寄付が増大すれば、提供していただいた事業所の収益増、雇用の拡大、投資増及び従業員の給与上昇につながり、ふるさと納税をきっかけとした観光客の増加につながる。

③ 事業への影響の程度や、費用負担の程度など、個別の事案ごとに、総合的・客観的に判断し、障がいのある人から意見を十分に聞き取った上で、可能な限り努力をするのが重要であり、法の趣旨を踏まえ「負担が過重」についての拡大解釈がないように周知していく。
④ 相談や紛争防止又は解決については、既存の関係機関等の活用や充実を図ることとし、地域福祉課と総務課が窓口となる。内容によっては、人権政策課や教育委員会など庁舎内が連携しつつ対応する。

バリアフリー化について

問 ① バリアフリー化はどのまで進んでいるのか。

② バリアを乗り越えていくための技術革新に関して情報収集や役場内での共有はどのようになっているのか。
③ 障がいというバリアを乗り越えるために、ICTの必要性に関して町の考え方は。

答 (管理主監)

① エレベーター、自動ドア、身障者用トイレ、玄関スロープの対応度合いを数値化しており、主な施設のバリアフリー化は76.2%となっている。
② 国、県などの資料やインターネットを利用し、先進事例などの情報を該当する課へ提供し共有を図っている。



多目的トイレ

ユニバーサルデザインについて

問 ① 観光ユニバーサルデザインについて

分析と活用は。
② 学習指導についての保護者の意見をどう思うか。
③ 総合教育会議と教育委員会の傍聴と議事録の公開は。

答 (教育主監)

① 順位としてはあまり変わっていないが、各教科とも着実に全国平均との差が縮まってきている。結果から子どもたちの「強み」「弱み」等の傾向をとらえ、教職員全体で共通理解し授業に生かしていく。

答 (教育長)

② 学校・教職員は児童生徒や保護者の声に耳を傾け、子どもへの教育を通して信頼関係を築いていくことが大切である。

そのため、各学校では保護者に対して学校評価アンケートを実施している。保護者の声の一つひとつを受け止め、課題が明らかになった点については今後改善を図っていき

答 (教育管理部長)

③ 住民にとって、より開かれた教育委員会であるために

極的に取り組む考えはあるのか。
② 公共施設等における福祉性の確保の取り組み状況を尋ねる。

答 (産業建設部長)

誰もが訪れやすいまちづくりを進めることが重要で、このことにより観光客を安心して受け入れ、新たな観光需要を生み出すことを認識している。外国人観光客にわかりやすいローマ字表示等の工夫をしていく。

答 (管理主監)

② ユニバーサルデザインを視野に取り組み、既存施設の性能向上を推進し、建替えや改修の際は当初からバリアをつくらないといったユニバーサルデザインを意識した施設整備を進める。

* ICTとは、障がいの状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法を配慮した教材活用の情報通信技術。

障がい者差別解消

Q インクルーシブな社会の実現は

A 互いを認めあい、コミュニケーションを深めていく



伊谷 正昭 議員

障がい者差別 解消の取組み

問 ① 法律施行後の取組み状況と現時点での課題は。

② インクルーシブな社会の実現にむけて。
③ 「実施に伴う負担が過重」であるか否かの判断基準は。
④ 「障がいを理由とする差別に関する相談」や「紛争の防止又は解決」の体制整備は。

答 (地域福祉課長)

① 施行に合わせ町広報誌やリーフレットなどで、関係機関や各種団体などへ講演会、研修会の実施を要請した。不当な差別的取り扱いや合理的配慮について「解消法」の認識が町民に十分に周知できていないことが課題である。
② 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去、並びに合理的配慮の提供など広く周知を図る。業務では障がいの状況に応じた適切な働きかけ、合理的配慮を充実することが重要で、インクルーシブな社会の実現には、お互いを認めあい、コミュニケーションを深めていく。

③ 事業への影響の程度や、費用負担の程度など、個別の事案ごとに、総合的・客観的に判断し、障がいのある人から意見を十分に聞き取った上で、可能な限り努力をするのが重要であり、法の趣旨を踏まえ「負担が過重」についての拡大解釈がないように周知していく。
④ 相談や紛争防止又は解決については、既存の関係機関等の活用や充実を図ることとし、地域福祉課と総務課が窓口となる。内容によっては、人権政策課や教育委員会など庁舎内が連携しつつ対応する。